

フリードリッヒ・ハイエクの経済的自由主義：古典的自由主義とリバタリアニズムの狭間で

慶應義塾大学

池田 幸弘

フリードリッヒ・ハイエクやミルトン・フリードマンのような思想は一般に新自由主義と呼ばれ、プロ・コンを問わずさまざまな角度から論評や批判の対象となっている。本報告は共通論題の趣旨に鑑み、ハイエクの経済的自由主義の内実を検討するものであるが、そのさいとくに先行するあるいは後続のさまざまな形態の自由主義との関係が議論の中心となろう。

ハイエクの経済的自由主義がとくに左派陣営からは手放しの自由放任主義とされ批判の対象となるに至って久しいが、実際にテキストに立ち入ってみると、その内実は簡単なものではない。この点を、最近におけるベーシックインカム論などの台頭を背景に、精査したのが太子堂(2011)の論考である。太子堂は、『自由の条件』を中心に、ハイエクの自由主義の内実は最低所得制や年金制度にたいする一定の理解をふまえたものであることを明らかにした。本報告でも、このような視角は議論の前提とされる。

ここではまず、『自由の条件』に先立つ論争の書『隷従への道』の議論からみてみよう。ハイエクはつぎのように述べてありうべき誤解にたいして予防線を張っている。

ここで重要なことは、今述べたような計画主義者の言う「計画」への反対と、凝り固まった「自由放任」の主張とを、混同してはならないということである。

(Hayek 1994/2008: 85; 西山訳、41)

市場が働くための法的枠組みを準備するのが重要だというのが議論の要諦であるが、具体的にはいくつかの性質の異なったアジェンダが指摘されている。

有害物質の使用を禁止したり、使用基準を厳しく設けたり、あるいは労働時間の制限や労働環境の衛生を義務づけることは、競争を守っていくことと十分に両立するものである。

(Hayek 1994/2008: 86; 西山訳、43)

とくにここでは、引用の後半部分に注目されたい。これは、社会法、具体的に労働関係の法体系を念頭に置きつつ、立法の立場から労働者の保護をねらったものである。このようなことは、ハイエクにとって重要な政府のアジェンダであった。

さらに、つぎのようなアジェンダが指摘されている。

競争がその機能を十分に発揮していくためには、通貨とか市場とか情報伝達網とかいった、

特定の制度・・・を適切に組織化していく必要があるだけでなく、とりわけ、適切な法律
制度、すなわち競争を維持し、できるだけ効果的に働かせるように考えられた法律制度が、
樹立されていなければならない。(Hayek 1994/2008: 87; 西山訳、44)

通貨についてはコメントを要する。貨幣制度の維持は、このように本書ではハイエクにと
って欠かせざる政府のアジェンダとされているのだが、これは後年の『貨幣発行自由論』
の筆致とは明らかにことなっている。ハイエクにとって、貨幣制度の維持、確立は長らく
政府の重要なアジェンダであり続け、これは1960年公刊の『自由の条件』でも基本的には
変わっていない。どのような経緯で、ハイエクが貨幣制度についての見解を変更するに至
ったかは明らかではない。いまひとつ、市場の整備、組織化がアジェンダとしてあがって
いることにも止目されたい。できあがった市場をそのままにしておく、民間の手にゆだね
ておくのでは十分ではなく、これにたいして適切な対処をすることが求められているので
ある。もっとも、ここでいわれている「組織化」の中身はかならずしも明確ではない。

さらに、公共財や外部不経済といったよく知られた事例が指摘されている。

具体的に言うならば、道路標識や信号、さらに大半の道路自体の経費を、利用する全個人
に負担させることはできない。また、森林の伐採、特定の農法による環境変更、工場の煤
煙・騒音、といったものから複合して生み出される有害な影響を、特定の当事者、あるい
はある程度の賠償を受け入れた人々に限定して払われることも、不可能である。(Hayek
1994/2008: 87; 西山訳、45)

前段で指摘されているのは、いわゆる公共財である。道路標識や信号といった事例が念頭
にあったか、あるいはそもそも世の中に存在していたかはともかくとして、これらは古典
的な自由主義でも認められている事例であり、現在の経済学者でもその公共財としての意
味合いを否定する者は少ないだろう。後半では、外部不経済にあたるようなものがいくつ
か指摘されている。これらのものが合わさって生み出すマイナスの効果が問題とされてい
る。森林の伐採はドイツの経済思想史の伝統では比較的良好に知られた事例で、通常は民間
の経済主体の近視眼的な選好を問題にする場合に、しばしば取り上げられる事例である。
ここでは、農法の変化や工場の煤煙などとともに複合的な意味で外部不経済をもたらすと
されている。

ハイエクらのネオリベラリズムと共同体主義との関係はしばしば話題になるので、ここ
で必要最小限のことをまとめておきたい。この点についてハイエクが主題的に論じている
部分はそれほど多くはない。その一つとしてダブリンでの講演をもとにした「真の個人主
義と偽の個人主義」がある。ここでは、ハイエクはさまざまなレベルでの共同体の意義を
力説している。具体的には、家族や小さい共同体、自発的結合体などの表現が使われてい

る。共同体といっても本人にとっては自覚されないまま当該の共同体に属し、そこからの脱退は不可能ではないにせよかならずしも容易ではないというケースもある。ここであがっているケースでは、家族がそれにあたるだろう。また、家族のような事例とはことなり、あくまで参加メンバーが「自発的」に形成する共同体組織もある。趣味のサークルやイデオロギーを共有する政治的結社などがこれに相当する。ハイエクには「自発的共同体」という表現からもわかるように、こうした組織についての理解もある。どちらを強調するかによって共同体主義のイメージは大きくことなってくるのは当然だが、ハイエクの場合はどちらもイメージされているというほかなさそうである。

以上、主として『隷従への道』で指摘されているハイエクの考える政府のアジェンダを中心にみてきた。ここで小括として、古典的自由主義との関係についてまとめておこう。さしあたり、古典的自由主義の典型としてはスミスを考える。

よく知られているように、『国富論』第四編の最後で、スミスが予告し、第五編で詳細に論じた政府の義務とは、国防、司法、そして公共事業の三つであった。おおざっぱにいえば、これらにかんして、ハイエクとスミスがおおきく異なっているわけではない。否むしろ、当然のことながら、ハイエクが工場法制定後の経済学者であり、労働時間の短縮などに一定の理解を示した点では、ハイエクが考えるアジェンダのほうがむしろ範囲が広いほどである。ハイエクの自由主義はその意味では、古典的自由主義+ α である。

ところで、70年代にハイエクが示した貨幣発行の自由化についてのプランは、貨幣発行の権限を一般の銀行にも拡大しようとするラディカルな提案であり、銀行券発券の集中化以前の状態に戻ろうとするものであった。この提案はただちに導入可能なものではなかったが、金融史研究、金融思想史研究には大きな影響を与え、その後のフリーバンキング論の興隆をもたらした。このハイエクの新提案を考慮したさいの、ハイエクと古典的自由主義との距離はさらに複雑なものとなる。以下、やはりスミスを念頭にハイエクのフリーバンキング構想との関係を論じてみよう。

まずは、流通部門を二つに分割した上での、小額銀行券の発券禁止を求めたスミスがいる。スミスは、流通を商人・商人間流通と、商人・消費者間流通に二分し、これは後年トマス・トゥックなどに継承された。ここでの論点は、商人・商人間流通については、スミスが銀行券の流通を認め、商人・消費者間については容認しなかったことである。小額の銀行券が流通すれば、それは一般の消費者の手にも回ることになり、当該銀行が倒産すれば銀行券を保有していた消費者は大きな損害を被る。これは、結局、金融にかんするプロとアマを区分しようとする発想であり、そこにスミスの貨幣金融問題についての豊かな現実感覚を感じとることができるのである。

ハイエク後の議論の展開は、前記のフリーバンキング論とセントラル・バンキング論の対立を先鋭化し、それは政策論議にまで及んでいる。前者に従えば、預金者は金利水準だけではなく、銀行の経営状態について十全な理解を持つことができるとされる。たとえばアマであっても金融というリスクな世界に自由に参入できるという。これが、さきにふ

れたスミスの流通二分論に依拠した小額銀行券の発券禁止とあいられないのは明らかであろう。

ただ、スミスの金融に関する理解が、セントラル・バンキング論だけで十分に理解できるかという点、それはかならずしも明確ではない。むしろ、フリーバンキング論とセントラル・バンキング論のような単純な座標軸ではとらえられない豊かさを含んでいるともいえるが、ここでは議論の背景についての理解も含めて、スミスの貨幣・金融にかかわる政策的処方箋の意義にかんしては竹本洋(1998)(1999)(2005)、新村聡(2002)両会員の優れた考察にゆだねざるをえない。

報告の後半では、ハイエクとリバタリアニズムとの関係について言及する。まず言わなければならないことは、ハイエクはリバタリアンではないということ、これである。しばしば、ハイエクはリバタリアンとして解釈され分類されているが、これは不正確な理解である。以下では、リバタリアンの代表として、同じくオーストリア学派の学統に属するマレー・ロスバードを取り上げ、ハイエクとの距離をはかる。

ロスバードについては本人が明示的に語っていることもあり、その自由主義の擁護についての根拠づけについては比較的整理が容易である。これにたいして、ハイエクはどうか。前記の太子堂(2005)は、ハイエクの自然法思想との関係性を強調している。しかし、彼の出自は経済学であり、そのような意味で功利主義思想から脱却しえていないことは、あわせて指摘しておかなければなるまい。

ハイエクの思想体系においては、なぜ自由が望ましいものとされるのだろうか。それは、自由をもたらす「便益」という形で語られているが、人を自由にすることによって、活動の機会が増加し、それによってさまざまな革新がもたらされるからである。多くの失敗も伴いつつ、長期的、平均的には、自由は文明を進展させる。これが『自由の条件』その他の著作に見られる、ハイエクの基本命題だといってよい。自由はそれ自体として善だとされているのではない。そうではなく、それが結果として文明の展開をもたらすから善なのである。したがって、自由は功利主義的にあるいは帰結主義的に根拠付けられているといえる。

このような功利主義的な判断は、政策の場面でも用いられている。どのような判断で国家や政府の介入が正当化されるかについては、ハイエクはつぎのように述べている。さきの『隷従への道』での労働時間の制限の必要性に続けて、ハイエクは言う。

こういった場合に問題となるのは、ただ、それから得られる利益が、それにかかる社会的コストに比べて大きいかどうか、ということだけである。(Hayek 1994/2008: 86-87; 西山訳、43)

これは、オーストリア学派の伝統の流れでいうと、始祖たるメンガーがわずかに語っている国家介入の根拠づけと基本的には同じである。

私は、太子堂が強調するようにハイエクの自然法的側面が、とくに実証主義的な法学にたいして重要な意義を有することは理解する者であるが、上にみたように、それが功利主義的な判断、場合によっては介入をも辞さないような政策的判断と同居している点が、ハイエクの大きな特徴であると考えている。そこに、ロスバードのような生粋の自然権思想の継承者との違いがあると考えられるのである。功利主義、帰結主義から脱却していないという点で、ハイエクの自由主義は正当化の根拠としてはあいまいなままにとどまっている。その意味では、ハイエクの自由主義は原理的な基礎付けが脆弱でやや折衷的である。

参考文献リスト(一部に限定している)

- 新村聡 (1994) 『経済学の成立: アダム・スミスと近代自然法学』 御茶の水書房。
- 新村聡 (2002) 「金融システム安定化の古典理論: アダム・スミス銀行論の成立過程」 『岡山大学産業経営研究会研究報告書』 (岡山大学産業経営研究会) 37、 1-25、 2002-05。
- 森村進編著 (2005) 『リバタリアニズム読本』 勁草書房。
- 太子堂正称 (2005) 「ハイエクにおける自然と自然法概念」 『経済論叢』 175 (5・6)、 70-87。
- 太子堂正称 (2011) 「ハイエクの福祉国家批判と理想的制度論」 『経済思想のなかの貧困・福祉』 小峯敦編著、ミネルヴァ書房。
- 竹本洋 (1998) 「1760年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書と J. スチュアート」 『経済学論究』 51(4)、 129-159。
- 竹本洋 (1999) 「スコットランドの為替危機をめぐる A. スミスと J. スチュアート」 『経済学論究』 52(4)、 103-132。
- 竹本洋 (2005) 『国富論』 を読む: ヴィジョンと現実』 名古屋大学出版会。
- Gherity, J. A. (1993) “An Early Publication by Adam Smith”, in: *History of Political Economy*, 25(2), 241-282.
- Hayek, F. A. (1944/2008) *The Road to Serfdom, The Collected Works of F. A. Hayek*, vol. 2, ed. by Bruce Caldwell, Routledge, London. 『隷属への道』 西山千明訳、春秋社、1992年。
- Hayek, F. A. (1960/2011) *The Constitution of Liberty, The Collected Works of F. A. Hayek*, vol. 17, ed. by Ronald Hamowy, Routledge, London. 『自由の条件 I, II, III』 気賀健三・古賀勝次郎訳、春秋社、I-5、6、7、2007年。
- Rothbard, M. (1998) *The Ethics of Liberty*, New York University Press, New York. 『自由の倫理学』 森村進他訳、勁草書房、2003年。
- Smith, A. (1976a) *The Glasgow Edition of the Works and Correspondence of Adam Smith*, II, ed. by R. H. Campbell and A. S. Skinner, Oxford, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, vol. 1, 2. 山岡洋一訳 『国富論 上下』 日本経済新聞社、2007年。